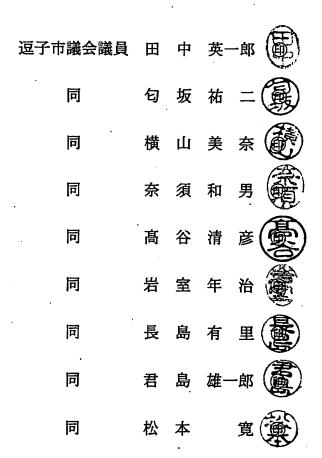
意見書案第6号

国にアスベスト問題の早期解決を求める意見書

標記の意見書を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いた します。

平成24年6月29日

逗子市議会議長 眞 下 政 次 殿



(別紙)

国にアスベスト問題の早期解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト(石綿)被害は、多くの労働者、 国民に広がっている。

国は、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことで、アスベストが建設資材など建設現場で使用された。

特に建設事業者は、重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労働災害の 認定に困難が伴い、また、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もな い。

国は石綿被害者救済法を成立させたが、極めて不十分なもので、成立後も一貫して 抜本改正が求められている。

よって、逗子市議会は、政府に対し、建設アスペスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスペスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスペスト問題の早期の解決を求めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

逗子市議会